

右及申(通)報候也

別記

嘆頼事項

- 一、貳拾屯以下ノ運賃ヲ七分ニ分トサレタシ(現在四分六分)
 - 二、揚荷期日未定ノモノハ積荷ノ翌日ヨリ一屯ニ対シ滞船料トシテ支給セラルタシ
(現在三日目ヨリ支給)
 - 三、毎月ノ勘定ハ翌月ノ拾五日迄ニ支拂ハレタシ(現在ハ一定セズ)
 - 四、若宮丸船長ハ島田四郎作ニシテ一月ノ公休日ヲ与ヘラレタシ
 - 五、船長及船員ノタメニ船長ヲ使用スル場合ハ一週間迄其ノ費用ヲ事業主負担シ
一週間以上ハ事業主半額ヲ負担サレタシ
 - 六、盆、年水ニハ各拾円ノ手当ヲ給与サレタシ
- 前記嘆頼ノ事業主カ密認スル場合ハ現在ノ如クニシテ、
一、王子、大森方面ノ燃料一月ノ費用ハ事業主ノ負担スル
二、五日以上三直ル作業業者一月ノ費用ハ
三、主船員ノ手当費用
ヲ撤廃スルハ、
三、大森方面ノ燃料一月ノ費用ハ事業主ノ負担スル